

基礎ぐい工事問題で提言された構造的課題等について平成28年1月から計7回審議。中間とりまとめでは各課題について対応策を提示。

【建設生産システムの適正化】

課 題

対 応 策

| | | |
|--|--|---|
| <p>施工体制における監理技術者等の役割の明確化</p> | <p>施工の専門化・分業化が進み、元請と下請の技術者の役割の違いが顕著となる一方、制度上、両者は区別されていない</p> | <p>元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化</p> |
| <p>技術者の適正な配置のあり方</p> | <p>現在、請負金額のみで専任配置を規定しているが、難易度の低い工事等、工事内容によっては専任は不要ではないかとの指摘</p> | <p>現行の請負金額一律の基準に、金額以外の他の要素を盛り込むことについて、引き続き検討</p> |
| <p>実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除</p> | <p>商社や代理店等、工場製品等の取引のみで、施工管理を行わない企業が存在。役割・責任の不明確化や不要な重層化を招くおそれ</p> | <p>一括下請負の禁止を徹底するため、その判断基準を明確化</p> |
| <p>民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化</p> | <p>民間工事では、地中の状況等、施工中に発現する可能性のあるリスクについて、負担の考え方や受発注者間が円滑に協議を行うための基本的枠組みが整備されていない</p> | <p>施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みについて指針を新たに策定 <small>（指針には、特に事前調査の必要性や、関係者間の協議項目として、地中関連、設計関連等の各々のリスク負担に関する考え方や協議事項を盛り込む）</small></p> |

【その他の課題への対応】

- 大規模工事における技術者の複数配置の推奨：監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を配置することが望ましい旨、明確化
- 建設生産物に用いられる工場製品に関する品質管理のあり方：工場製品の品質確保を図るため、これらを製造する企業等に対して、一定の制度的関与を設けることについて、引き続き検討
- デベロッパーからマンション管理組合に交付すべき図書の明確化：地盤情報等、提供すべき図書の内容について明確化
- 建設工事紛争審査会の審査対象の拡大：施工品質をめぐる様々な紛争解決を図るため、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外も審査の対象とするよう、引き続き検討

【建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成】

| | | |
|--|---|--|
| <p>技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍</p> | <p>若手技術者の入職の減少等、優れた技術者の確保が求められる一方、技術検定の受検者数が減少</p> | <p>受検機会の更なる拡大に向けた技術検定制の見直し（2級学科試験の受験機会の年2回化等）</p> |
| <p>大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成</p> | <p>建設業で働く高齢者の大量離職を目前に控え、担い手不足が懸念 これまで様々な担い手対策が講じられているが、依然、若者の高い離職率等、解決すべき課題が存在</p> | <p>人と企業がともに成長する好循環を生む『人材投資成長産業』の実現に向けた総合的な施策の展開 ○キャリアに応じた処遇が図られるよう、技能労働者の経験や技能を蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築（平成29年度に本格運用開始） ○社会保険加入の目標達成（平成29年度を目標に、企業単位で100%等）を目指し、対策を強化 ○人材の効率的活用に向け、施工時期の平準化、繁閑調整のための環境整備 等</p> |

【建設企業の持続的な活動が図られる環境整備】

| | | |
|--|---|---|
| <p>地域の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる環境整備</p> | <p>経営者の高齢化が進み、中小建設企業等で後継者問題が高まり。合併や廃業する企業の事業承継が円滑に行われる環境整備が必要</p> | <p>合併時の許可や経営事項審査の迅速化・簡素化し、空白期間の短縮や、手続き上の負担を軽減 また、廃業する企業の技術者の新会社への円滑な移行に向けた経費の特例を導入</p> |
|--|---|---|

【その他の課題への対応】

- 経營業務管理責任者要件のあり方：企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経營業務管理責任者要件のあり方について引き続き検討
- 軽微な工事に関する対応：許可が不要とされる500万円未満の軽微な工事のみを請け負う者に対して、一定の関与を行うことについて、引き続き検討